

物流政策推進関係者会議の構成員の指名について

令和8年7月10日
物流政策推進会議議長決定

物流政策推進会議の開催について（令和5年3月31日閣議口頭了解）第3項の規定に基づき、物流政策推進関係者会議の構成員を次のとおり指名する。ただし、物流政策推進関係者会議の議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 国土交通省大臣官房総括審議官

副議長 農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

構成員 公正取引委員会事務総局経済取引局長
警察庁交通局長
消費者庁次長
厚生労働省労働基準局長
中小企業庁次長
国土交通省道路局長
環境省水・大気環境局長

公益社団法人全日本トラック協会
全日本運輸産業労働組合連合会